

第7 特別支配株主の株式等売渡請求

◆株式等売渡請求に係る対象会社への通知

平成〇年〇月〇日

××株式会社 御中

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇〇 印

株式売渡請求に関するご通知

当社は、貴社の特別支配株主として、平成〇年〇月〇日開催の当社取締役会において、貴社の株主（ただし、当社及び貴社並びに下記1記載の特別支配株主完全子法人を除きます。以下「売渡株主」といいます。）の全員に対し、その有する貴社の株式（以下「売渡株式」といいます。）の全部を当社に売り渡すことを請求すること（以下「株式売渡請求」といいます。）を決議いたしましたので、会社法第179条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり、ご通知申し上げます。

つきましては、株式売渡請求のご承認をお願いいたします。

POINT

特別支配株主による株式等売渡請求の制度は、株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を有する株主（特別支配株主といいます。）が、他の株主の全員に対し、その有する当該株式会社の株式を売り渡すことを求めることができるとする制度です。この制度は、特別支配株主が、対象会社の株主総会決議を経ることなく、キャッシュ・アウトを行うことを可能とする制度です。従来、キャッシュ・アウトを行うための手法としては、実務上、全部取得条項付種類株式を利用する手法が用いられていましたが、株主総会の特別決議を要するなど、時間的・手続的コストが大きいとの指摘がなされました。これを受け、平成26年改正会社法において、特別支配株主による株式等売渡請求の制度が新設されました。株式等売渡請求の手続は、特別支配株主が、対象会社に対し、会社法179条の2第1項各号所定の事項を通知することにより開始されます。

また、特別支配株主は、株式売渡請求と併せて、対象会社の新株予約権者の全員

に対し、新株予約権等の売渡請求をすることもできます（会社179②）。この場合、「貴社の株主」とあるのを「貴社の株主及び新株予約権者」、「売渡株主」とあるのを「売渡株主等」と、「貴社の株式（以下「売渡株式」といいます。）」とあるのを「貴社の株式及び新株予約権（以下「売渡株式等」といいます。）」と、「株式売渡請求」とあるのを「株式等売渡請求」と、それぞれ変更することになります。

以下、本書式では、株式のみを売渡請求の対象とする場合を掲げています。

記

1 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

当社は、以下の特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないことといたします。

- (1) △△株式会社
- (2) □□株式会社

POINT

該当事項がない場合には、本項目には「該当事項はありません。」と記載し（又は、本項目自体を記載しないことも考えられます。）、頭書き部分の売渡株主から除外される株主の範囲からも除外する（具体的には、「並びに下記1記載の特別支配株主完全子法人」との記載を削除します。）ことになります。

2 株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号・第3号）

当社は、売渡株主に対し、売渡株式の対価として、その有する売渡株式1株につき○○円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

3 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。

POINT

新株予約権売渡請求をする場合には、①特別支配株主完全子法人に対して新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社179の2①四イ）、②新株予約権売渡請求により売渡新株予約権者に対して売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当て

に関する事項（会社179の2①四口・ハ）を通知する必要があります。

- 4 当社が売渡株式を取得する日（会社法第179条の2第1項第5号）
平成〇年〇月〇日
- 5 株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法施行規則第33条の5第1項第1号）
当社は、株式売渡対価を、当社の現預金によりお支払いたします。当社は、株式売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しております（別添の預金残高証明書をご参照ください。）。

POINT

ここにいう「資金を確保する方法」としては、自らの現預金、金融機関等からの融資、第三者からの出資等のいずれ（又はこれらの組合せ）によるかという点、及びその具体的な内容を定めることになると考えられます。具体的には、特別支配株主の預金残高証明書や融資証明書等を添付することが考えられます（坂本三郎ほか編著『立案担当者による平成26年改正会社法関係法務省令の解説』37頁（商事法務、2015年））。

- 6 上記のほか、株式売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件（会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

株式売渡対価の支払は、平成〇年〇月〇日までに実施いたします。

以上

POINT

ここにいう「取引条件」は、株式等売渡請求に係る売買取引の内容又は条件であり、様々なものが想定されるところ、どのような事項を取り扱うかとして定めることができるかについては、株式等売渡請求の趣旨を踏まえた合理的な解釈に委ねることが適切と考えられることから、会社法施行規則上、例示列挙はされておらず、何を「取引条件」として記載すべきか否かは必ずしも明確ではありません。一例としては、取得対価の支払期限に関する記載をすることが考えられます（代宗剛『森・濱田松本法律事務所シリーズ改正会社法 Q&A 株式・組織再編の実務1 キャッシュ・アウト制度を中心に』19頁（商事法務、2015年））。

別添 ○○銀行作成に係る平成〇年〇月〇日付預金残高証明書〔省略〕

第2 取締役・監査役の選任等

◆株主総会議事録（取締役・監査役の選任）

(注) 株主総会議事録の一般的な記載事項については、本章第1「◆株主総会議事録（一般的な記載事項）」をご参照ください。

第○回定時株主総会議事録

1 開催日時 平成○年○月○日（○曜日）午前○時

2 開催場所 東京都○○区○○町○丁目○番○号
当社本店○○会議室

3 出席株主数及び議決権数

(1) 株主の総数 ○○名

(2) 発行済株式の総数 ○○株

(3) 議決権を行使することができる株主の数 ○○名

(4) 議決権を行使することができる株主の議決権の数 ○○個

(5) 出席した株主（委任状による者を含む。）の数 ○○名

(6) 出席した株主の議決権の数 ○○個

4 出席した取締役及び監査役

(1) 取締役 ○○○○、○○○○及び○○○○（○名）

(2) 監査役 ○○○○（○名）

5 株主総会の議長 代表取締役社長 ○○○○

6 議事録の作成に係る職務を行った取締役 代表取締役社長 ○○○○

7 議事の経過の要領及びその結果

定刻、代表取締役社長○○○○は、定款第○条の規定により議長となり、開会を宣した。続いて、以下のとおり、議事が進められた。

[報告事項]

[省略]

[決議事項]

【議案① 取締役の任期満了による選任の場合】

第〇号議案 取締役〇名選任の件

議長は、取締役〇名全員は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となるので、下記の者を取締役として選任したい旨を説明し、その賛否を議場に諮ったところ、出席株主の議決権の過半数をもって原案どおり承認可決された。

記

取締役 ○〇〇〇 (再任)

取締役 ○〇〇〇 (再任)

取締役 ○〇〇〇 (住所:東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号) (新任)

なお、被選任者は、いずれも席上で就任を承諾した。

【議案② 取締役の増員の場合】

第〇号議案 取締役1名選任の件

議長は、経営体制の強化を図るため、取締役を1名増員したく、下記の者を取締役として選任したい旨、選任された取締役の任期は定款第〇条の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなる旨を説明し、その賛否を議場に諮ったところ、出席株主の議決権の過半数をもって原案どおり承認可決された。

記

取締役 ○〇〇〇 (住所:東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号) (新任)

なお、被選任者は、席上で就任を承諾した。

【議案③ 監査役の辞任に伴う選任の場合】

第〇号議案 監査役1名選任の件

議長は、監査役〇〇〇〇は本定時株主総会の終結の時をもって辞任するため、下記の者を後任の監査役として選任したい旨、及び本議案の提出について

ては監査役会の同意を得ている旨を説明し、その賛否を議場に諮ったところ、出席株主の議決権の過半数をもって原案どおり承認可決された。

記

監査役 ○○○○（住所：東京都○○区○○町○丁目○番○号）（新任）

なお、被選任者は、席上で就任を承諾した。

POINT

取締役・監査役は、株主総会の決議によって選任されます（会社329①）。取締役・監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にはその割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にはその割合以上）をもって行わなければなりません（会社341）。

取締役・監査役の就任による変更登記の申請に当たっては、取締役・監査役を選任した際の株主総会議事録を添付する必要があります（商登46②）。

会社と役員との関係には委任に関する規定が適用されますので（会社330）、被選任者が就任を承諾しなければ役員就任の効力は生じません（民643参照）。そのため、役員の就任による変更登記の申請に当たっては、被選任者が就任を承諾したことを証する書面を添付する必要があります（商登54①）。

もっとも、上記の議案①～③のように、株主総会の席上で被選任者が就任を承諾し、株主総会議事録にその旨の記載がある場合には、当該株主総会議事録を就任承諾書に代わるものとして取り扱うことができるとされています（平27・2・20民商18）。ただし、被選任者が株主総会に出席しておらず、議長から被選任者の内諾を得ている旨の報告があつただけでは、本人の意思表示が伝聞形式で議事録に記載されているにすぎないため、株主総会議事録をもって就任承諾を証する書面とすることはできないとされています（堀恩恵「就任を承諾したことを証する書面としての株主総会議事録の記載」商事法務1225号48頁）。また、新任の取締役・監査役の場合、変更登記の申請に当たって、原則として、就任承諾書に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている本人確認証明書（住民票の写し、運転免許証のコピー等）を添付しなければならないとされており（商登規61⑦）、株主総会議事録をもって就任承諾書に代える場合には、株主総会議事録に新任の取締役・監査役の住所を記載する必要があります（平27・2・20民商18）。

なお、監査等委員会設置会社における取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行うこととされています（会社329②）。そのため、株主総会議事録においても、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して記載することになります。

【議案④ 監査等委員会設置会社における取締役の選任の場合】

第○号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）○名選任の件
議長は、取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において同じ。）
○名全員は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となるので、下記の
者を取締役として選任したい旨を説明し、その賛否を議場に諮ったところ、
出席株主の議決権の過半数をもって原案どおり承認可決された。

記

取締役 ○○○○（再任）

取締役 ○○○○（再任）

取締役 ○○○○（住所：東京都○○区○○町○丁目○番○号）（新任）

なお、被選任者は、いずれも席上で就任を承諾した。

第○号議案 監査等委員である取締役○名選任の件

議長は、監査等委員である取締役○名全員は本定時株主総会の終結の時を
もって任期満了となるので、下記の者を監査等委員である取締役として選任
したい旨を説明し、その賛否を議場に諮ったところ、出席株主の議決権の過
半数をもって原案どおり承認可決された。

〔以下略〕

以上をもって、本株主総会の議事が全て終了したので、議長は、午前○時○分
閉会を宣した。

上記の議事を明確にするため、本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役が記名押印する。

平成○年○月○日

議事録の作成に係る職務を行った取締役

代表取締役社長 ○○○○ 印

◆取締役会議事録（資本金・準備金の額の減少・株式発行と同時に使う場合）

（注）取締役会議事録の一般的な記載事項については、第4章第3「◆取締役会議事録（一般的な記載事項）」をご参照ください。

取締役会議事録

- 1 開催日時 平成〇年〇月〇日（〇曜日）午前〇時〇分
- 2 開催場所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
当社本店〇〇会議室
- 3 出席者
 - (1) 取締役 ○〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇
(取締役〇名中〇名出席)
 - (2) 監査役 ○〇〇〇（監査役〇名中〇名出席）
- 4 取締役会の議長 代表取締役社長 ○〇〇〇
- 5 議事の経過の要領及びその結果
定刻、代表取締役社長〇〇〇〇は、議長となり、開会を宣し、議事に入った。

〔決議事項〕

第1号議案 第三者割当てによる募集株式の発行の件

議長は、財務基盤の強化を図るとともに、事業資金の調達を行うため、下記のとおり、第三者割当ての方法により発行する株式を引き受ける者の募集をしたい旨を説明し、その賛否を諮ったところ、出席取締役全員異議なく承認可決した。

- (1) 募集事項
 - ア 募集株式の数
〇〇株
 - イ 募集株式の払込金額
1株につき金〇〇円（総額 金〇〇円）
 - ウ 募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日
平成〇年〇月〇日

エ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 ○○円

増加する資本準備金の額 ○○円

(2) 割当ての方法等

ア 割当ての方法

第三者割当て

イ 割当先

東京都○○区○○町○丁目○番○号

××株式会社

ウ 割り当てる募集株式の数

○○株

第2号議案 資本金の額の減少の件

議長は、第1号議案の募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、下記のとおり、資本金の額を減少したい旨を説明し、その賛否を諮ったところ、出席取締役全員異議なく承認可決した。

(1) 減少する資本金の額

○○円

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

平成○年○月○日

POINT

資本金の額を減少するためには、原則として、株主総会の特別決議が必要ですが（会社447①・309②九）、株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、資本金の額の減少の効力発生日後の資本金の額が効力発日前の資本金の額を下回らないとき（すなわち、株式発行による資本金の増加額の範囲内で資本金の額を減少するとき）は、株主総会の特別決議ではなく、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）によって、次の事項を定めることにより、資本金の額を減少することができます（会社447③①）。

- ① 減少する資本金の額
- ② 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額
- ③ 資本金の額の減少がその効力を生ずる日（効力発生日）

第3号議案 資本準備金の額の減少の件

議長は、第1号議案の募集株式の発行により資本準備金の額が増加することを条件として、下記のとおり、資本準備金の額を減少したい旨を説明し、その賛否を諮ったところ、出席取締役全員異議なく承認可決した。

- (1) 減少する資本準備金の額

○○円

- (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成○年○月○日

POINT

準備金の額を減少するためには、原則として、株主総会の普通決議が必要ですが（会社448①）、株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において、準備金の額の減少の効力発生日後の準備金の額が効力発生日前の準備金の額を下回らないとき（すなわち、株式発行による準備金の増加額の範囲内で準備金の額を減少するとき）は、株主総会の決議ではなく、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）によって、次の事項を定めることにより、準備金の額を減少することができます（会社448③①）。

- ① 減少する準備金の額

- ② 減少する準備金の額の全部又は一部を資本金とするときは、その旨及び資本金とする額

- ③ 準備金の額の減少がその効力を生ずる日（効力発生日）

以上をもって、議事が全て終了したので、議長は、午前○時○分閉会を宣した。上記の議事を明確にするため、本議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が記名押印する。

平成○年○月○日

○○株式会社 取締役会

代表取締役社長（議長） ○○○○ 印

専務取締役 ○○○○ 印

常務取締役 ○○○○ 印

取 締 役 ○○○○ 印

取 締 役 ○○○○ 印

監 査 役 ○○○○ 印